

# 意見書

令和4年8月19日  
三重県公共事業評価審査委員会

## 1 経過

令和4年8月19日に開催した令和4年度第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県より河川事業4箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

## 2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

### (1) 河川事業【再評価対象事業】

8番 いっきゅうかせん 一級河川 きづがわ 木津川

8番については、平成29年度に河川整備計画を策定し、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、8番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

### (2) 河川事業【再評価対象事業】

4番 いっきゅうかせん 一級河川 いすずがわ 五十鈴川

4番については、平成29年度に河川整備計画を策定し、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、4番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

### (3) 河川事業【再評価対象事業】

5番 いっきゅうかせん 一級河川 ひのきじりがわ 桧尻川

5番については、平成29年度に河川整備計画を策定し、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、5番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

工法変更があった箇所については、伊勢という土地柄を考慮して、関係機関と協議しながら、より一層の景観の配慮に努められたい。

### (4) 河川事業【再評価対象事業】

6番 いっきゅうかせん 一級河川 おおうちやまがわ 大内山川

6番については、平成29年度に河川整備計画を策定し、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、6番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。